福岡県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則の制定について(概要)

1 改正の理由

(1)児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の2第1項に基づく小児慢性特定疾病の医療費助成の対象となる疾病の状態の程度は、児童福祉法第6条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第3項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度(平成26年厚生労働省告示475号)に規定されている。

今般、第1回社会保障審議会小児慢性特定疾病対策部会小児慢性特定疾病検討委員会において、医学の進歩に伴うヒト成長ホルモン製剤の適応の変更等を鑑み、小児慢性特定疾病におけるヒト成長ホルモン治療を行う場合について定めている基準については撤廃することが適当とされた。

以上の改正を踏まえ、医療費支給認定に係る申請書及び受給者証から成長ホルモンに 関する記載を削除するため、福岡県児童福祉法施行細則(昭和28年福岡県規則第59号) の一部を改正するもの。

(2)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する 法律(令和4年法律第104号)の制定による児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一 部改正により、都道府県は、厚生労働大臣に対し、同意小児慢性特定疾病関連情報を提供 しなければならない等、小児慢性特定疾病に関する調査、研究等並びに匿名小児慢性特定 疾病関連情報の利用又は提供に関する仕組みの創設に関する事項が整備された。

また、児童福祉法施行規則及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第28号)の制定による児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)の一部改正により、同意小児慢性特定疾病関連情報の範囲等が定められた。

以上の改正を踏まえ、福岡県児童福祉法施行細則(昭和28年福岡県規則第59号)の一部を改正するもの。

2 改正の概要

- (1) 小児慢性特定疾病医療費支給認定書等における、成長ホルモン治療に関する記載を見直す。
- (2) 小児慢性特定疾病医療費支給認定書における、医療意見書の研究等への利用について の同意を得るための記載欄を見直す。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

県公報登載日